

環境税に関するその他の検討状況

検 討 機 関	報 告 書 等	頁
中央環境審議会	企画政策部会「地球温暖化防止対策の在り方の検討に係る小委員会報告書」（平成12年12月）	2
政府税制調査会	「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」(平成12年7月)	9
自由民主党及び与党3党	平成13年度税制改正大綱	10
経済産業省 「経済活性化のための税制基本問題検討会」	最終報告書（平成13年4月）	11
総合資源エネルギー調査会	「今後のエネルギー政策について」（平成13年7月）	13
運輸政策審議会	総合部会環境小委員会地球温暖化対策ワーキンググループ「地球温暖化防止に向けた今後の交通部門の取り組みのあり方について－最終報告－」（平成12年9月）	16
(社)経済団体連合会	地球環境部会国内制度小委員会中間とりまとめに対する意見（平成13年7月）	18
	地球環境問題へのわが国の対応と環境自主行動計画の一層の透明性確保に向けた取り組み(平成13年9月)	
OECD	2001年OECD閣僚理事会コミュニケ（平成13年5月） 持続可能な開発「政策レポート」（平成13年5月） 環境政策委員会「21世紀の最初の10年間の環境戦略」（平成13年5月） 租税、環境合同委員会「OECD加盟国における環境関連税」（平成13年9月）	19

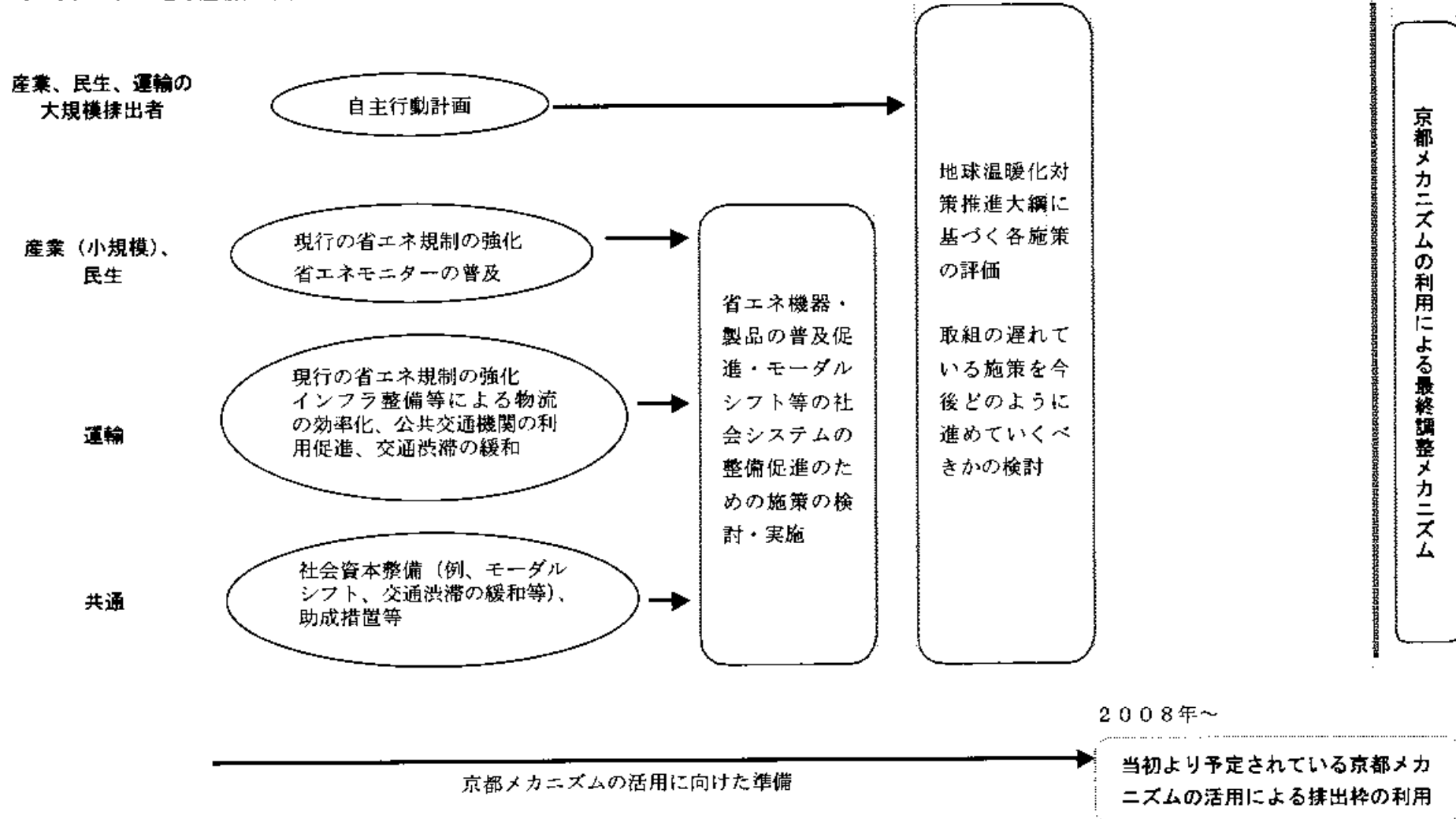
中央環境審議会における検討

- 中央環境審議会企画政策部会「地球温暖化防止対策の在り方の検討に係る小委員会報告書」（平成 12 年 12 月）においては、必要な国内対策を確実に実施するための推進メカニズムについての政策パッケージのモデルを示している。モデルの概要及び各モデルの評価は以下の通り。

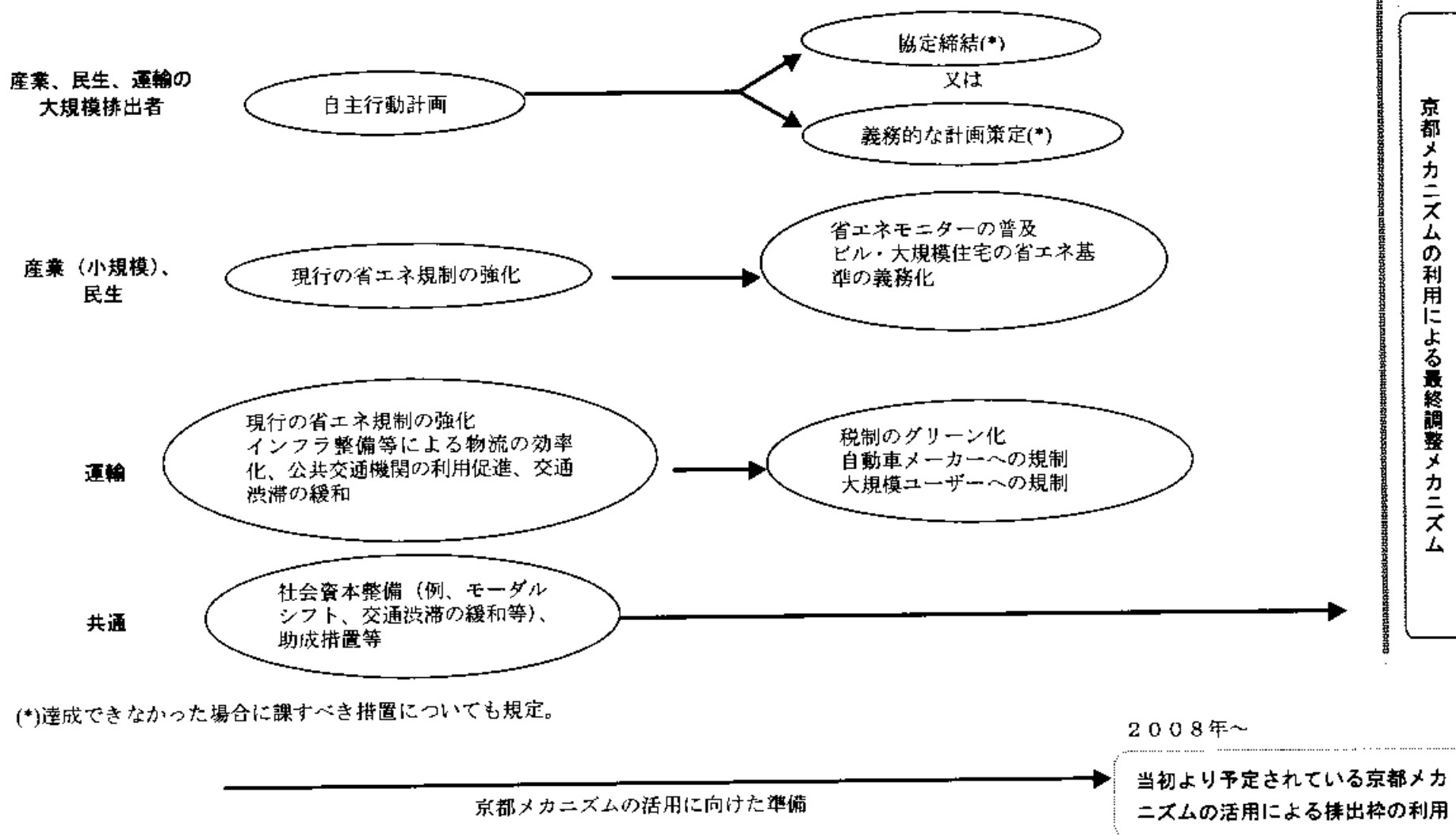
① 地球温暖化対策推進大綱重視モデル	○ 現行の「地球温暖化対策推進大綱」に盛り込まれた各種施策を推進するとともに、2008 年以前に各種施策の評価と見直しを行う。
② 自主的取組強化モデル	○ 産業部門については、自主行動計画の協定化又は計画策定の義務づけを図り自主的取組を強化。 ○ 民生・運輸部門についてもビル・大規模住宅の省エネ基準の義務化、自動車税制のグリーン化等、対策の一層の拡充。
③ 環境税モデル	○ 環境税を導入し、温室効果ガスを排出するすべての者による取組を幅広く促進。 ○ 環境税の導入に当たっては、我が国の産業構造の中長期的な展望や国民生活への影響の観点から何らかの緩和措置を講じる。 ○ 民生・運輸部門対策については②に同じ。
④ 環境税&大規模管理モデル	○ 環境税を導入し幅広く取組を促進する一方、より確実に排出量を管理する必要があると考えられる業種・分野については、環境税に代えて総量規制又は排出量取引制度を導入。 ○ 民生・運輸部門対策については②に同じ。
⑤ ハイブリッド排出量取引モデル	○ 化石燃料の輸入・製造者及び大規模排出者を対象とするハイブリッド型の排出量取引制度を導入し、確実な排出削減を図る。 ○ 2008 年以降は、国際的な排出量取引制度と国内の排出量取引制度とをリンク。 ○ 民生・運輸部門対策については②に同じ

5つの政策パッケージ・モデルの概念図

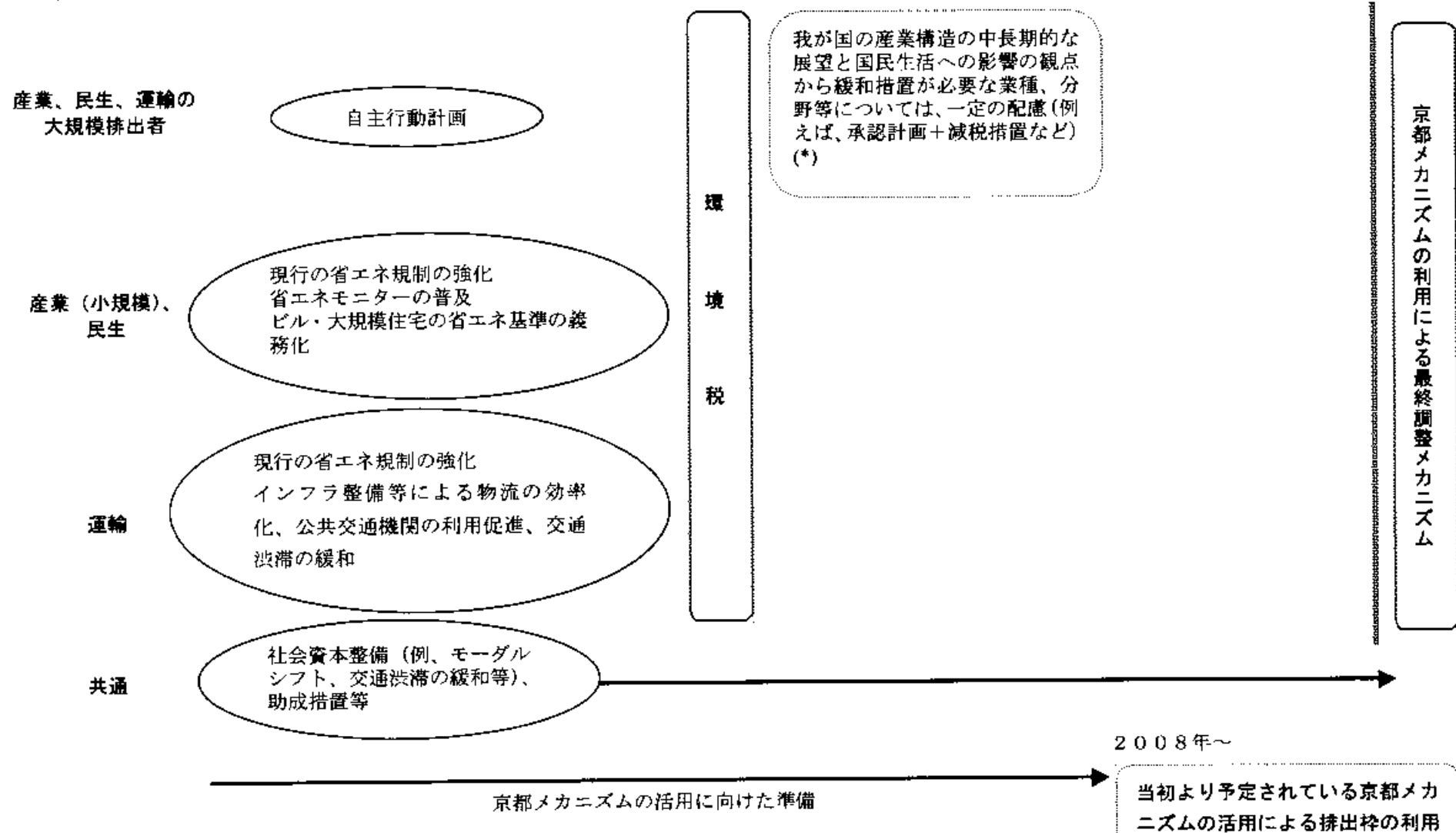
<モデル1> 地球温暖化対策推進大綱重視モデル



<モデル2> 自主的取組強化モデル

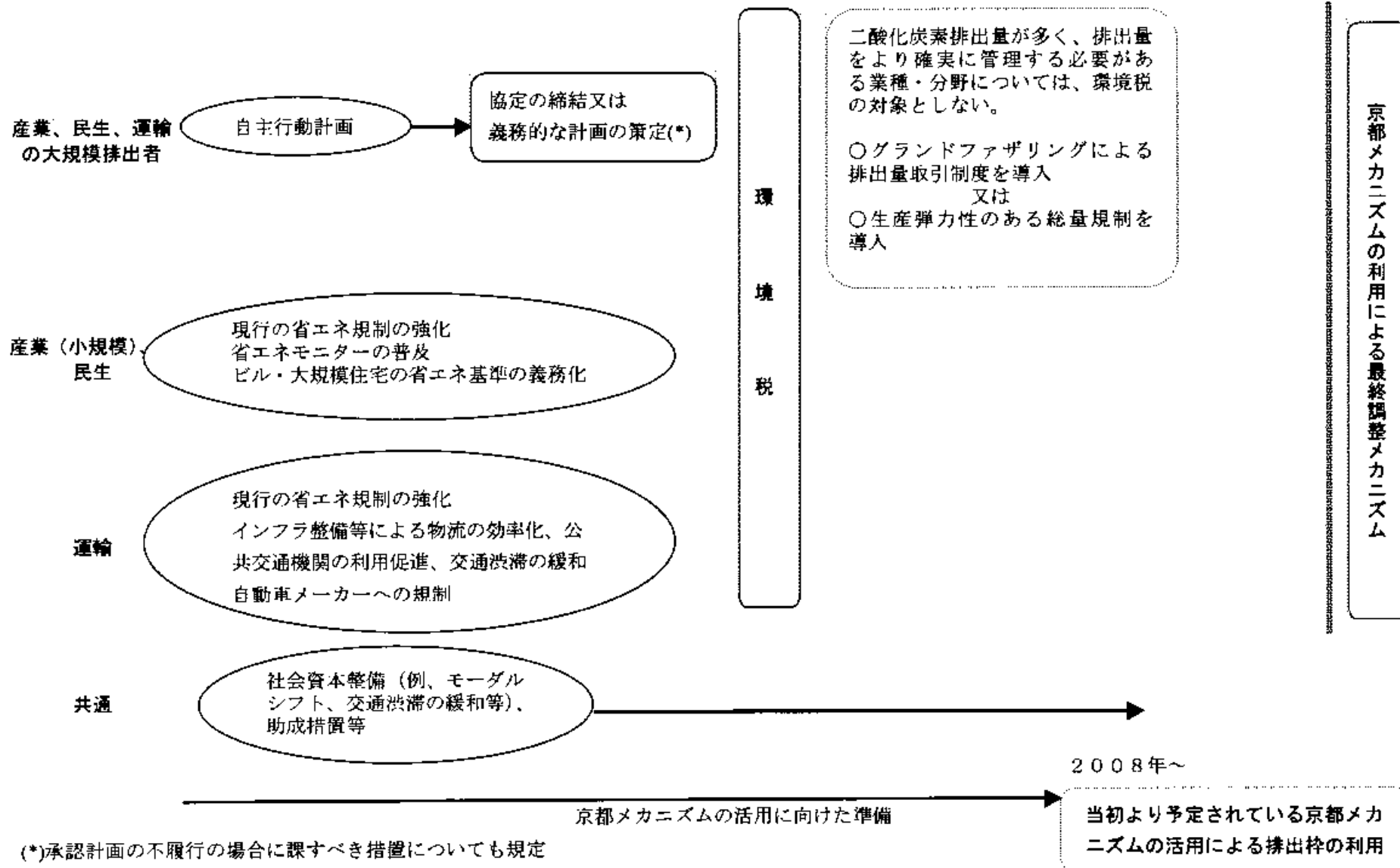


<モデル3> 環境税モデル

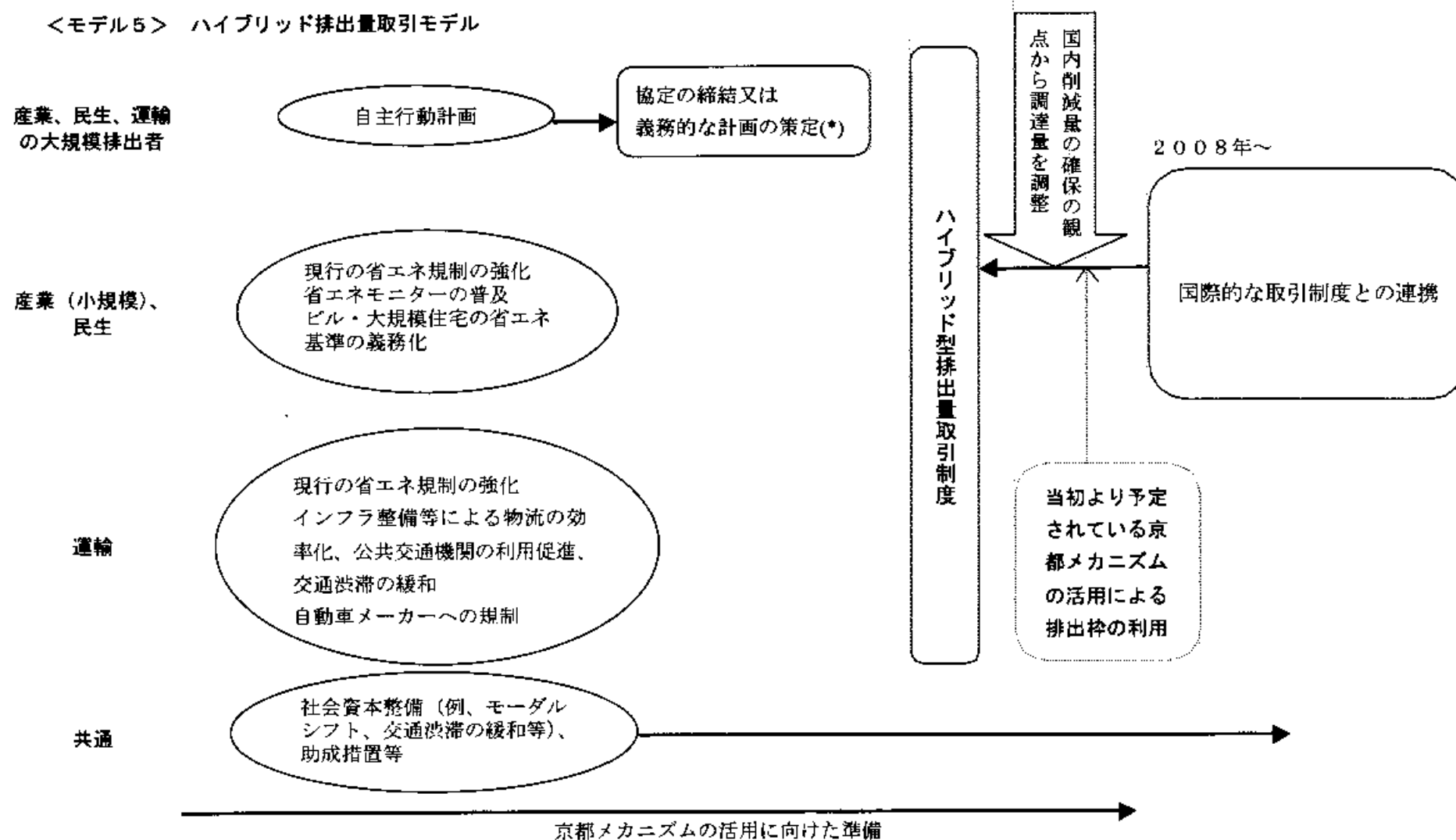


(*)ここでいう承認計画とは、税制度の中で緩和措置の一環として位置づけられるものを意味し、自主的取組の強化モデルとしての計画（モデル2参照）とはその趣旨が異なる。また、承認計画の不履行の場合に課すべき措置についても規定。

<モデル4> 環境税&大規模管理モデル



<モデル5> ハイブリッド排出量取引モデル



(*)協定又は計画の不履行の場合に課すべき措置についても規定

それぞれのモデルの評価のイメージ

	モデル1	モデル2	モデル3	モデル4	モデル5
確実性	—	△	○	◎	◎◎
京都メカニズムの 補足性	要注意	要注意	○	◎	要注意
国民経済的な費用 対効果	—	—	○	○	◎
構造改善の効果	—	—	○	○	◎
公平性の観点	—	—	△配慮が 必要	△配慮が 必要	△配慮が 必要

政府税制調査会における検討

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」(平成12年7月14日)より、「環境問題への対応」についての記述を要約

- 様々な環境問題への対策としては、汚染者負担原則（P P P）を基本としつつ、それぞれの問題の性格に応じて、規制的手法、自主的取組み、経済的手法といった各種手法の特徴を踏まえた適切な組合せを考えていくことが必要です。地球温暖化問題など、排出源が多数存在し排出削減に向けた継続的なインセンティブが必要な問題については、税を含む経済的手法の有効性が指摘されています。
- 検討に当たっては、まず環境施策全体の中での税制の位置付けが明確にされる必要があります。地球温暖化対策を例にとると、全体の具体的内容が検討される中で、税制以外の各種手法の活用に加えて、税制の活用の必要性について十分な議論が求められます。
- 地球温暖化対策として化石燃料への課税について検討する場合、既存のエネルギー関係諸税との関係についてどう考えるかという議論があります。
- 税収を特定財源等として活用することについては、税の基本的な考え方からすれば好ましくないと考えられます。一方、環境施策の財源調達手段として検討すべき、地域の環境保全における地方公共団体の役割等に留意すべきとの意見がありました。
- 国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力が得られることが不可欠です。当調査会としては、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、国内外における議論の進展を注視しつつ、P P Pの原則に立って、引き続き幅広い観点から検討を行っていきたいと考えます。